

中小企業のための

SDGs 活用のススメ

SDGs トライアル保証
ステップアップ保証 を新たに創設

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



きっかけは、その保証でありたい
滋賀県信用保証協会



SDGsとは？

SDGsとは、2015年9月の国連採択された「持続可能な開発目標」です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、2030年を達成期限とするあるべき姿を描いた17のゴール、169のターゲットが設定されています。



貧困や飢餓、健康、人権、エネルギー、教育、気候変動など、様々な分野の問題が取り上げられていますが、全ての課題に同時に取り組まなければならないというわけではなく、どの分野で貢献できるのか？自分で考えて行動を起こしていくことが求められています。

SDGsは中小企業が主役

SDGsは民間企業を重要なパートナーとして位置づけています。中でも中小企業は現場に密着して、直面している問題を把握していることから、その解決のために常に考えて取り組む機動力があります。

また中小企業は、得意分野の異なる複数の企業が集まって、イノベーションを起こすことも期待されています。

つまり、SDGsの主役は中小企業です。



中小企業がSDGsに取り組むメリット

中小企業がSDGsに取り組むことで、次のようなメリットがあります。

- 経営の軸が定まり、対外的に発信しやすくなります
- 新規ビジネスチャンスにつながります
- 企業イメージの向上、ブランディングなど企業価値が高まります
- 取引先や金融機関、消費者からの信頼、支持の獲得につながります
- 環境・人材・ガバナンス・コンプライアンス等、持続可能な経営につながります
- 採用活動など人材確保に優位に働きます
- 社員の企業への愛着、業務への誇りを高めます

SDGs宣言×ビジネス

SDGsに対する自社の姿勢や取り組み内容を対外的に発信する企業が増えています。SDGs宣言をすることで顧客や取引先からの信頼度が上がるだけでなく、社員ひとり一人に責任感が芽生え、意識変革にもつながります。

SDGs宣言を本業に繋げていく方法を、木造建築工事業を営むA社を例に考えていきましょう。

共感する17のゴールは何か

Step 1

SDGsには明確な認定や認証はありません。SDGs宣言とは経営理念に近く、本業を通じて社会的課題の解決にどのように取り組んでいくのかを表明したものです。

まずはその入口として自社が共感する17のゴールは何かを考えましょう。

外国産材に押され県産材の需要が低迷した結果、森林の粗放化が進んでいることに心を痛めているA社社長



Step 2

自社でできることは何か（SDGs宣言）

共感する17のゴールに対して“自社にできること・したいことは何か”に置き換えたものがSDGs宣言になります。SDGsはスタートとゴールを意識することが大切です。この宣言が自社にとってのスタートになります。

県産材を積極的に使うことが森林保護につながると考え、次のとおり宣言しました

Start

「びわ湖材を積極的に使うことで、森の健康を守りたい」



Step 3

社会的課題の解決や未来社会の実現ために

本業を通じて達成したいと考えている目標（ゴール）は何か

最後に本業を通じて達成したいと考える目標を設定します。目標は、量・コスト・時間・スピード等が変化することで達成する定数目標のみならず、人・製品・品質・技術・情報等が変化することで達成する定性目標でも構いません。この目標を達成した姿こそが、自社にとってのゴールです。

付加価値を高めた新しい建築資材を製材屋さんと一緒に共同開発

Goals

「びわ湖材を活用したCLT（直交集成板）を開発する」



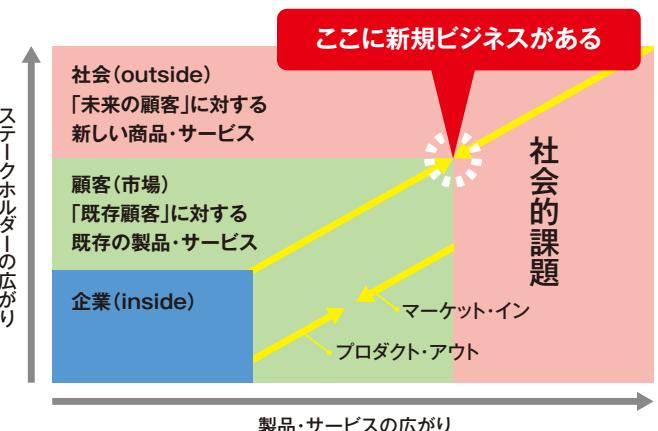
SDGsは本業を通じて達成するものであるため、環境保全活動や奉仕活動、慈善行為にとどまる内容はボランティアやCSRの域を出ません。

あくまでビジネスで達成するのですから、野心的な目標をもつ宣言していくことがポイントです。

SDGsを意識した新しいビジネスを創ろう

本業を通じた社会的課題を解決するためには「アウトサイド・イン（社会基点）」のビジネスアプローチに発想の転換が必要です。アウトサイド・インとは、社会的課題を基点にした新規ビジネス（モデル）の創出を指します。

社会的課題を基点にしたベクトルと、企業のリソース（人材、技術、資金など）を基点としたベクトルがぶつかるところに新規ビジネス（モデル）の可能性があります。



ここでは、実際にSDGsを意識した取り組みをビジネスに繋げた企業の例をご紹介します。

ケース
1

下請け会社からの脱却 B社：家庭用浄水器内のカートリッジを製造開発



B社は、安易にペットボトルの水が手に入ることがプラスチックごみにつながり、ひいては海洋汚染問題を招いていることをニュースで知りました。

それに心を痛めたB社は浄水カートリッジ1つで最大500mlのペットボトルを360本削減できる「携帯用浄水ボトル」を開発。



廃プラという社会的課題に対して自社の持つ浄水カートリッジ技術を組み合わせた結果、携帯用浄水ボトルという、B社の新ビジネスの創出につながりました。

強力な自社商品の開発により、B社が部品供給会社から脱却をはかるきっかけとなりました。

Point

SDGsを意識した新しいビジネスの創出は単にチャンスの獲得だけにとどまらず、企業価値の向上につながることを表したケースと言えます。



ワークライフバランスの実現が持続可能な経営に C社：介護サービス業



C社は介護業界の人手不足・従業員定着率に危機感を感じていました。

とりわけ従業員の8割が女性で構成されているC社は丁寧に聞き取りを実施し、勤務体制や福利厚生の見直しに着手。

早くから各種休暇制度の整備や家庭との両立可能な時間短縮勤務を実現しました。

こうした女性の働きやすい職場づくりに努めたC社は“えるぼし認定”を取得。働き方を見直すことで、定着率も業界平均以上となりました。

女性活躍推進という社会的課題に取り組んだ結果、ワークライフバランスに優れた企業という評価を受け、採用活動でも有利に働いているといいます。



Point

少子高齢化により労働人口が減少していく中、女性が活躍できる環境を整え、従業員ファーストを考えたC社の取り組みが結果的に持続可能な経営につながっているケースと言えます。

経営にSDGsを

新型コロナウイルスの蔓延によって始まったニューノーマル時代に合わせて、社会課題の解決に向けた企業経営という点においてSDGsの重要性は一層高まっています。

こうした中、当協会をはじめとした中小企業支援機関でも経営にSDGsを取り込むために必要な助言・アドバイスの実施、または専門家派遣がはじまっています。

●当協会

保証部 保証第1課・第2課

当協会HP

TEL: 077-511-1321/1322

「相談窓口のご案内」はこちら▶



●その他の中小企業支援機関

中小機構 近畿本部 連携支援部 連携支援課

TEL: 06-6264-8621

○中小企業のためのSDGs活用ガイドブック

○SDGsに関する経営相談窓口



●その他の中小企業支援機関

滋賀県産業支援プラザ 経営相談室

TEL: 077-511-1413

○SDGsに関する専門家派遣



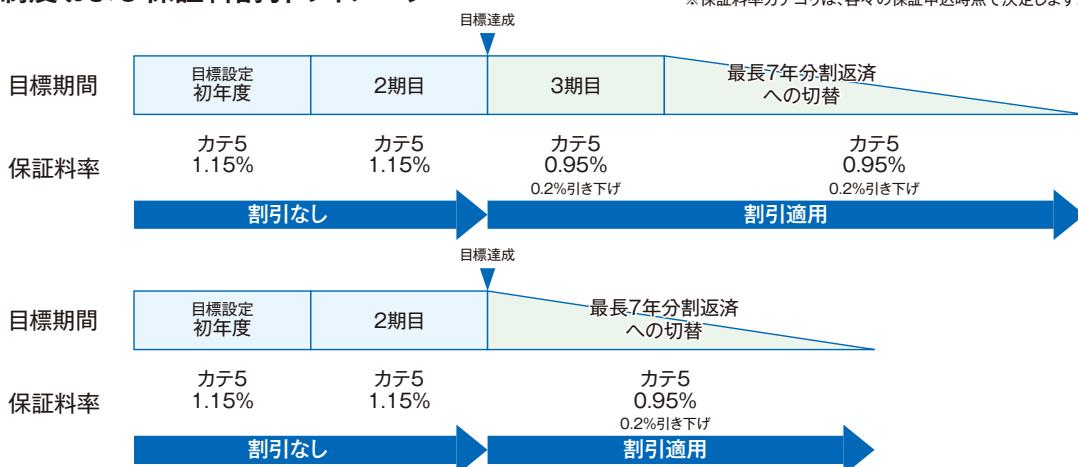
SDGsトライアル保証

中小企業者のSDGs達成のためのトライアルを、最長3年間返済不要の「短期保証（1年以内一括返済）」と分割返済による「長期保証（7年以内据置期間なし）」で応援

対象者・資格要件	(1) 滋賀県信用保証協会の保証対象要件に該当する中小企業者であること。 (2) 既保証付融資が条件変更等の返済緩和を実施していないこと。 (3) SDGs（持続可能な開発目標）に賛同のうえ、社会的課題の解決や未来社会の実現のために本資金を導入して本業を通じて達成したいと考えている目標を有していること。																							
保証限度額	1,000万円（申込額は10万円単位とする。1金融機関1口限りとする。）																							
資金用途	事業資金（目標達成のための実需資金に限る。既存融資の借換は認めない。不動産取得資金は不可。）																							
保証期間	10年以内（トライアル期間は3年以内、長期保証は7年以内据置なし） 【継続時・長期切替時の取扱】 次の継続、切替要件を満たすことを条件として、新規保証の申込により継続または長期分割返済に切替することができる。ただし、継続可能回数は最大2回とする。 ①既保証付融資が条件変更等の返済緩和を実施していないこと。 ②著しい社外流出など、本制度が目的に反して利用されていないこと。 ③その他、保証利用要件を満たさなくなっていること。																							
貸付形式	手形貸付または証書貸付	貸付利率	金融機関所定利率																					
返済方法	一括返済または分割返済	担保	必要に応じて																					
連帯保証人	原則として、法人の代表者以外は不要																							
保証料率	(1) 基準保証料率 初回保証および「目標達成できない場合」に継続する「短期保証」あるいは切替する「長期保証」の保証料率は下表のとおりとする。 (単位：%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5^(注1)</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table> *有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能 注1) カテゴリ5の内、次の場合は保証料率1.15%となる。 個人で最高65万円（令和2年分以降は最高55万円（e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行っている場合は最高65万円））の青色申告特別控除の適用を受けていない事業者。				カテゴリ	1	2	3	4	5 ^(注1)	6	7	8	9	保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
カテゴリ	1	2	3	4	5 ^(注1)	6	7	8	9															
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45															
	(2) 保証料割引 「目標達成できた場合」に継続する「短期保証」あるいは切替する「長期保証」の保証料率は、基準保証料率から0.2%の保証料割引を適用する。																							

保証制度および保証料割引のイメージ

※保証料率カテゴリは、各々の保証申込時点で決定します。



SDGsステップアップ保証

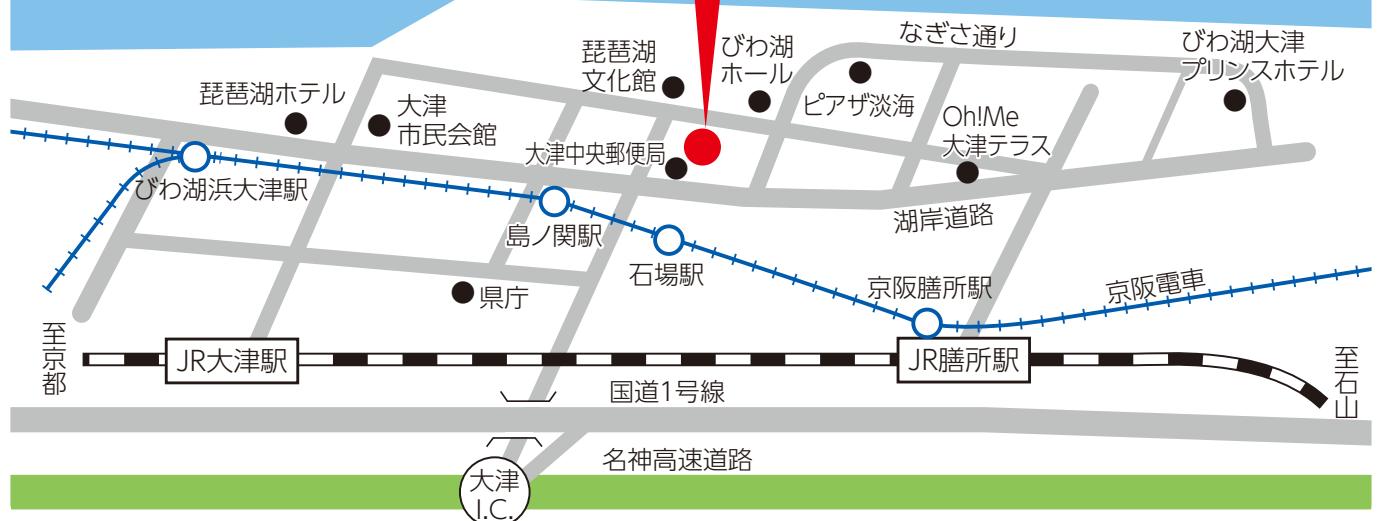
SDGs達成に向けた取組みを積極的に行っている中小企業者の更なる成長を応援

対象者・資格要件	滋賀県信用保証協会の保証対象要件に該当する中小企業者で、以下のいずれかに該当する者。 (1) SDGsに賛同し、すでにその目標に向けた取組みを進めており、今後も社会的課題の解決に取り組もうとしている。 (2) SDGsに賛同するとともに、別に示す認定等を受けている。																				
保証限度額	3,000万円																				
資金用途	事業資金 (不動産取得資金はSDGsの目標達成のための資金に限る。本制度およびSDGs保証以外の既存融資の借換は認めない。)																				
保証期間	運転資金 10年 (据置期間 5年以内) 設備資金 15年 (据置期間 5年以内) (*据置期間2年を超える場合は、年1回の金融機関によるモニタリングを必要とする。)																				
貸付形式	証書貸付																				
返済方法	分割返済																				
貸付利率	金融機関所定利率																				
担保	必要に応じて																				
連帯保証人	原則として、法人の代表者以外は不要 なお、「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い（金融機関連携型）」または「不動産の提供により十分な保全が図られる場合（担保充足型）」に該当する場合、連帯保証人は不要																				
保証料率	<p>(単位: %)</p> <table border="1"><thead><tr><th>カテゴリ</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5^(注1)</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th></tr></thead><tbody><tr><td>保証料率</td><td>1.70</td><td>1.55</td><td>1.35</td><td>1.15</td><td>0.95</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.40</td><td>0.25</td></tr></tbody></table> <p>*有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能 注1) カテゴリ5の内、次の場合は保証料率1.15%となる。 個人で最高65万円（令和2年分以降は最高55万円（e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行っている場合は最高65万円））の青色申告特別控除の適用を受けていない事業者。</p>	カテゴリ	1	2	3	4	5 ^(注1)	6	7	8	9	保証料率	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25
カテゴリ	1	2	3	4	5 ^(注1)	6	7	8	9												
保証料率	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25												

【対象の認定等】

- 滋賀県の「ワーク・ライフ・バランス推進企業」登録
- 滋賀県の「滋賀県女性活躍推進企業」認証
- 滋賀県の「健康寿命延命プロジェクト」表彰
- 滋賀県の「しが障害者施設応援企業」A級認定
- 経済産業大臣の「新・ダイバーシティ経営100選」「100選プライム」表彰・選定
- 厚生労働省の「ユースエール認定」
- 厚生労働省の「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」
- 厚生労働省の「えるぼし認定」「プラチナえるぼし認定」
- 厚生労働省の「安全衛生優良企業認定」
- 日本健康会議の「健康経営優良法人」認定
- 農林水産省の「再生利用事業者」登録
- 消費者庁の実施する「食品ロス削減推進大賞」受賞
- 農林水産省の「NO-FOODLOSS PROJECT(ろすのん)」参加
- 公益財団法人日本適合性認定協会等により認定された認証機関の「ISO14001」認証
- エコアクション21中央事務局の「エコアクション21」認証・登録
- 「関西SDGsプラットフォーム」会員
- 滋賀県信用保証協会が認めるSDGsまたはESGにかかる認定等

滋賀県信用保証協会 「コラボしが21」7階・8階



アクセスの ご案内

JR琵琶湖線 大津駅より徒歩	約20分
京阪バス「商工会議所前」下車	約2分
膳所駅より徒歩	約15分
膳所駅より京阪電車のりかえ石場駅より徒歩	約4分

お問い合わせ

滋賀県信用保証協会

担当部署：保証部 保証第1課・第2課

TEL : 077-511-1321/1322

FAX : 077-524-7030

〒520-0806 大津市打出浜2-1 「コラボしが21」7階・8階

►当協会HPはこちら

<https://www.cgc-shiga.or.jp>



►公式LINEはこちら



きっかけは、その保証でありたい
滋賀県信用保証協会

